



決 裁	道 空 衛	会 長	事 務 局
			事務局 30.3.28 林



北労発安0328第1号  
平成30年3月28日

経済・事業主・労働団体 各位

厚生労働省  
北海道労働局長



平成30年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施について（広報協力依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、経済社会の国際化の進展に伴い、国内で就労している外国人は多数おりますが、一般に、外国人労働者は、国内に生活基盤を有していないこと、日本語や我が国の労働慣行を熟知していないこと等から、就労に当たって適正な雇用・労働条件の確保がされていない等の問題が散見されております。

雇用対策法では事業主に対して、外国人の雇用状況の届出を義務付けるとともに、外国人労働者の雇用管理の改善等に努めることと定めております。

このため、政府全体として、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置付け、外国人労働者問題に関し、企業、事業主団体等をはじめ、広く国民の理解と協力を求めることを目的として、全国的に啓発運動を展開しております。

つきましては、本月間の実施に当たり、別紙のとおり原稿を送付しますので、広範な周知の必要性について御理解の上、広報誌等に掲載いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 月間実施期間 平成30年6月1日（金）～平成30年6月30日（土）
- 2 主 唱 厚生労働省北海道労働局  
ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署
- 3 広報誌等の提供 広報誌等に掲載いただいた際には、大変お手数ですが、掲載ページの写し、又は掲載広報誌を1部、下記までご提供いただきたくお願い申し上げます。
- 4 原稿について 別紙のとおり、2案例示いたしますので、広報誌の誌面等に合わせ選択されますようお願いいたします。  
なお、電子データを希望される場合は、担当あてお知らせください。

（問合せ及び広報誌等の送付先）

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎3階  
北海道労働局職業安定部職業対策課 担当：高齢者対策担当官  
TEL：011-709-2311（内線3683）FAX：011-738-1062  
Mail：RHKATAISAKU@mhlw.go.jp

職業安定部職業対策課 TEL：011-709-2311（内線3683）  
労働基準部監督課 TEL：011-709-2311（内線3543）

平成 30 年度「外国人労働者問題啓発月間」広報誌等掲載記事例

【原稿 案1】

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ① 就労が認められる在留資格であること
- ② 雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③ 社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いします。

また、お問合せにつきましては、お近くのハローワーク又は労働基準監督署までお願いします。

【原稿 案2】

厚生労働省からのお知らせです

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です！

外国人は「ルールを守って」適正に雇用しましょう。

- ① 雇い入れる前に、就労が認められるか**在留資格**を確認してください
- ② 外国人の雇入れと離職は、必ず**ハローワーク**に届け出てください
- ③ 社会保険等の加入をはじめ**適正な雇用管理**を行ってください

お問合せは、お近くのハローワーク又は労働基準監督署まで。

※ 適宜、管轄のハローワーク・労働基準監督署の電話番号等を加筆して構いません。